

令和 5 年
第 8 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和5年第8回立川市農業委員会総会日程

日時 令和5年8月29日（火）午後3時

会場 208・209会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第1号 中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
 - 議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正（案）について
- 5 その他
 - (1) その他
- 6 閉会

令和5年第8回立川市農業委員会総会

令和5年8月29日（火）

立川市役所208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊君	10番	鴻地 文武君
2番	嶋田 貞芳君	11番	岩崎 紗矢佳君
3番	高杉 晋一君	12番	高橋 浩久君
4番	内野 智行君	13番	宮岡 広行君
5番	橋本 良子君	14番	田中 佐一君
6番	浅見 恵子君	15番	清水 茂男君
7番	宿谷 豊君	16番	川野 進君
8番		17番	岡部 良己君
9番	森谷 一郎君		

事務局職員

次長 奥野 武司君

係長 熊谷 寛君

主事 小林 史弥君

午後 2 時 5 9 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。定刻より若干早いですけれども、皆さんそろいましたので始めたいと思います。

本日は、暑い中、御出席をいただきまして大変ありがとうございます。本日は 25 期の初めての総会、また全員協議会がごございますので、最初なので何点か、議題の中で説明などをしながら議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

始める前に私から何点か報告がごございます。

まず、夏野菜の品評会がございまして、農業委員会の会長賞ということで、賞状を贈呈させていただきました。それとあと、9月1日も果樹組合の果樹品評会がごございます。そちらについても農業委員会から賞状と記念品を贈呈することになっておりますので、まずこちらを報告させていただきたいと思います。

それとあと、委員さんの中で、横幕委員さんがけがをして、骨折をしたということで、9月いっぱいぐらい出席するのが難しいという報告がございましたので、報告をさせていただきます。なので、今後、現地調査については、もう無理になってくるのかななんて思います。それについては、事務局からまた御連絡などあるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまより令和5年第8回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席していただいておりますので、本総会は成立しております。

本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、座らせていただきます。

議長 まず初めに議事録署名委員の指名です。こちらの議事録署名委員の指名について説明をさせていただきたいと思います。

農業委員会は、地方自治法第180条の5の3項に基づいて市町村に設置されている行政機関となります。また、農業委員会法第33条により、総会及び部会の会議の議事録を作成し、これを公表する義務がございます。

このため、立川市農業委員会では総会議事録を作成するため、速記者に依頼してございます。作成した議事録については、毎回2名の委員さんに確認と署名をお願いしております。ということで、議事録の署名委員を必ず2名、毎回お願いすることになっておりますので、御了解いただきたいと思います。

今回は、まず5番の橋本委員、6番の浅見委員をお願いしたいと思います。

本日の総会の内容については、9月総会時に議事録を回覧しますので、その際に確認と署名をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項に入ります。(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出が3件、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出が3件ございます。一括して事務局より報告をお願いします。

次長 本日、事務局長は、商工会議所の70周年の記念式典と日程が重複しておりまして、本日欠席となっております。私のほうから説明をさせていただきます。

それでは、まず初めに報告事項(1)事務報告を行います。

7月19日(水)、東京都農業会議理事会・常設審議委員会が開催され、会長が出席されております。

7月28日(金)、都市農地流動化協議会が開催され、事務局が参加いたしました。

8月2日(水)、北多摩地区農業委員会連合会臨時総会が開催され、次長が出席いたしました。

8月9日(水)、農業委員会地区協議会・連合会正副会長等会議が開催され、会長が出席いたしました。

8月17日(木)、東京都農業会議で理事会・常設審議委員会・臨時総会が開催され、会長が出席されました。

委員会といたしましては、7月20日（木）午後2時より改正に伴う臨時総会を、終了後、臨時全員協議会の開催をいたしました。

また、8月15日（火）に8月の総会に向けた現地調査、本日、29日（火）午後3時より第8回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降の予定でございます。

8月31日（木）、農地中間管理事業担当者会議及び新規就農・農地貸借担当者会議が開催され、事務局が参加予定でございます。

9月1日（金）、主任職員協議会および全体研究集会在開催され、事務局が参加予定でございます。

9月5日（火）、第2回農地パトロールを土地・経営両部会の合同で行う予定でございます。

9月7日（木）、9月市議会における議員全員協議会にて第25期農業委員の紹介を行うため、農業委員が出席予定でございます。

9月8日（金）、新任農業委員・推進委員研修会が開催され、新しく就任された農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局が出席予定でございます。

9月14日（木）、全国農業委員会都市農政対策協議会現地研修会が開催され、会長、次長が出席予定でございます。

9月19日（火）、常設審議委員会が開催され、会長が出席予定でございます。

9月21日（木）、北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が府中の森芸術劇場ふるさとホールで開催され、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局が出席予定でございます。

委員会としましては、9月15日（金）に9月の総会に向けた現地調査を、22日（金）午後3時より第9回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（２）農地法第４条第１項第７号の規定による届出３件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

１件目。農地の所在は柏町４丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は３６５㎡。転用目的は住宅用地でございます。

２件目。農地の所在は一番町４丁目の３筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は４，４９８㎡。転用目的は雑種地でございます。

３件目。農地の所在は砂川町８丁目の２筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は２８１㎡。転用目的は住宅用地でございます。

おのこの周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項（３）農地法第５条第１項第６号の規定による届出３件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

１件目。農地の所在は砂川町５丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は１，３３５㎡。転用目的は住宅用地でございます。

２件目。農地の所在は西砂町１丁目の１筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は６９１㎡。転用目的は住宅用地でございます。

３件目。農地の所在は西砂町１丁目の２筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は１，８４３㎡。転用目的は住宅用地でございます。

おのこの周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御質問がありましたらお願い

したいと思います。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 御質問などないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について、1件を議題に呈します。

それでは、事務局より議案第1号についての説明をお願いいたします。

次長 議案第1号、現地調査を申請人立会いの下、鈴木会長、岡部委員、内野委員、川野委員、横幕委員、岩崎委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

農地の所在、貸借人については記載のとおりでございます。

農地中間管理事業について、今回、立川市では初めての事例となりますので、簡単に御説明させていただきます。

立川市内には西砂町の中里地区を中心に市街化調整区域がございます。これまでは農地法第3条に基づいた貸借契約を行い、利用権の設定を行っておりました。

市街化調整区域の農地の貸借は、農業経営基盤強化促進法等の一部が改正されたことにより、今後は農地中間管理事業の推進に関する法律による貸借で行うことが基本となります。法律にも中間という言葉があり、農地中間管理機構、これは東京都の場合、東京都農業会議を指しますが、不動産業という仲介に近い形で間に入り、契約を進めるものとなります。つまり、初めに貸主から農地中間管理機構が農地を借り受け、一度保有した後、農地中間管理機構の責任で借主へ貸し出す形を取ります。また、貸借の手続は無償で代行されます。

この後、農地中間管理機構の担当者がお見えになっておりますので、農地中間管理事業について説明をしていただきたいと思いますと考えております。

議長 ありがとうございます。

なお、今回は立川市で初めての中間管理事業に基づく貸借で

あるため、東京都農業会議の担当者に事業についての説明をお願いしておりますので、呼んできていただきたいと思います。

東京都農業会議（本間） 東京都農業会議の本間と申します。農地中間管理事業を担当しています。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

東京都農業会議（板橋） 同じく中間管理事業を担当しております板橋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

東京都農業会議（本間） 早速にはなりますが、農地中間管理事業について御説明をさせていただければと思います。

すみません、着座にて御説明させていただければと思います。

それでは、早速なんですけれども、こちらの資料を使って御説明をさせていただければと思います。

こちらの1ページ目に、2となってしまうんですけれども、「農地中間管理機構の概要」ということで、まず、農地中間管理事業とは、農地中間管理機構、我々、東京都農業会議が指定されているこちらなんですけれども、何かというところを御説明させていただければと思います。

農地中間管理事業を行うに当たって、我々は都道府県、東京都が基本方針を立てるんですけれども、東京都が基本方針を立て、それに基づいて、また、機構法の4条、5条というもので、一般社団法人東京都農業会議が農地中間管理機構という形で農地の出し手、貸し手、農地所有者と農業をやる方、担い手の間に入って農地の貸し借りの事業、農地の不動産屋のようなことをやりなさいということで指定を受けております。それに基づいて、農地中間管理機構ということで事業規程をつくって活動をしております。

次のページをめくっていただきまして、2ページになります。

「農地中間管理事業とは」ということで、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するために農地中間管理機構が行う次のものということで、①から⑧までございまして、①農用地等について中間管理権の取得ということで、中間管理権というのは、農用地を貸し付けることが農業会議からできる権利になります。

中には賃貸借権だったり、使用貸借による権利だったり、信託による権利、取得するための所有権、利用権だったり、そういったものがまとめて中間管理権となっております。

②で、農地中間管理権を有する農用地等の貸付ということで、①のところで借りた農地に関して、②で貸し付けるというような業務をやっています。

③、④で農業経営の受託だったり委託、農作業の受託だったり委託ということをやったり、行えるようにはなっていますが、東京都では特に事業規程を定めていませんので、こういったところはやらずに、基本的には①と②、農地を借りるところと農地を貸すところをメインに、東京都の農地中間管理機構は動かさせていただいております。

次のページ、3ページになりますけれども、農地中間管理事業の対象となる土地ということで、基本的に農用地と呼ばれるところ、農地、採草放牧地、こういったところだったり、農業用施設用地、混木林地、開発用地等々、農用地等と呼ばれるところ、基本的に市街化調整区域になってしまいます。市街化区域に関しては対象外なんですけれども、市街化区域以外の調整区域だったりとか、農振農用地、農業振興地域というところは全て対象となっております。

次のページをおめくりいただきまして、4ページ。これが可視化したものといいますか、今、御説明したところについて図にしたものになります。この黄色いところが対象地になっていて、白い市街化区域と呼ばれるところだけ中間管理事業の対象地域から外れております。

5ページになりますけれども、農用地利用集積等促進計画の作成ということで、今回、この後、御審議いただくことになるかと思うんですけれども、こちらの促進計画につきまして、農業委員会様の御意見を聴取させていただきたいということになっております。

この促進計画と言われるのは、利用権設定と中間管理事業が法改正により統合されることになりまして、こちらの促進計画

というものによって変わっていきます。市町村は地域で、話し合いにより目指すべき将来の農用地利用の姿を明確にした地域計画（目標地図）を作成していただいて、それを達成するための計画になっております。ただ、その目標地図があるエリアのみではなく、エリア外も対象地域となっておりますので、促進計画が使えるというふうになっております。

流れといたしましては、下の図のところの1になりますけれども、目標地図の作成というところでありまして、そのない地区に関しましては、2の機構による促進計画案の作成。ただ、ここは、機構による促進計画案の作成というところが、地域計画があれば、もう計画があるので、我々のほうでつくれるんですけども、地域計画がない地区に関しましては我々のほうではつけないので、今回、市町村さんに対して促進計画案の作成を、表の右側の①で要請しております。

要請を受けた市町村さんは、立川市さんは②のところになりますけれども、農業委員会の意見を聴取した上で機構に提出ということになっておりますので、今回この場で御審議いただくというような流れになっております。この②で御審議いただいた内容と、市町村、立川市さんの意見をまとめていただいて提出していただきまして、それを我々のほうで東京都に依頼という形で提出させていただきます。東京都が決定をして、東京都が公告をすることによって、農地中間管理事業の貸借というのは権利が発生するというような流れになっております。

次のページに行ってくださいと、6ページになりますけれども、促進計画への記載事項というのは何かというところなんですけれども、基本的に①、②と書かれていますけれども、①のほうは農地所有者から農業会議へ貸し付けるときの内容、②に関しましては、農業会議から今回の担い手の方に貸し付けるようなときに書くような内容になっております。基本的には、促進計画の内容が基本方針及び事業規定に適合するものかどうか、あとは農地法の基本的な要件、常時従事要件であったり効率利用要件、地域調和要件、そういったところの要件を満たす

かどうかというところを確認していただくこととなります。

次のページ、7ページなんですけれども、意見聴取を今回お願いしているところではありますが、この意見聴取の内容ということで、農業委員会さんのところ、中段あたりになりますけれども、①、赤線を引かせていただきましたが、耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること、②耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、③農地所有適格法人であるか等、満たしているかどうかを確認した上で、そういったところを御審議いただいて、御意見をいただければと思っております。

また、市町村さんはまた別で、市町村さんの地域計画を達成するものになるかどうか、立川市さんから意見を出していただくこととなります。

一番下、利害関係人になりますけれども、こちらは地域の農業者の方だったり地区の方に対して、ホームページ上で東京都農業会議のほうで意見聴取を行っております。

最後に、一番最後のページになりますけれども、中間管理権、取得した後に解除ができないのかということなんですけれども、しっかりと解除できるようになっております。機構が借り受けている農地に関しても解除ができますし、貸し付けている農地も、しっかりと利用ができていないということが分かりましたら、貸付けを解約ということも、一応法律上はできることになっております。

次になります、こちらの資料を御覧いただければと思います。

こちらが農地中間管理機構が発行しております、農地中間管理事業の内容を簡単にまとめたリーフレットになっております。中には貸す側の方のメリットだったりとか借りる側のメリット、こういったところを書かせていただいておりますので、一度御一読いただければ幸いです。

このようなところで説明はよろしいでしょうか。

以上になります。

議長 ありがとうございます。

ただいま農業会議所の方からいろいろと御説明をいただきまして、何か御質問等があったら。よろしいでしょうか。ありますか。

川野委員、お願いします。

16番 5ページ目。地域計画と促進計画案の関係が、ちょっとよくまだ分からないんですけども。

東京都農業会議（本間） それでは、地域計画について御説明をさせていただきます。

法律が昨年改正され、今年の4月1日より施行されることになったんですけども、市町村は地域計画というものをつくることになりました。地域計画と呼ばれるものが何かというと、10年後の将来の農用地の利用状況を可視化できるような形だったりとか、地域の方々と話し合って、例えば、A地区に関しては、A地区はどのような形で10年後、将来を見据えていくかというようなことを、話合いの場をつくって、その地域のの方々と話し合って、農地をどう効率的に利用していくかというものを定める計画になっています。

その中で、ただ話合いで進めるのではなくて、しっかり見えるようにということで、目標地図と呼ばれるもの。A地区の中に農業者の方がBさん、Cさん、Dさんがいて、10年後、その方々は規模拡大していくのか、規模縮小していくのかだったり、また、新規参入でEさんだったりFさんが入ってきたときに、その方々は、では、今後10年後、規模拡大していくのか、どうなのかというところを地図を使って色分けをして、農地の利用状況を見やすくして、今後担い手がなくなる農地だったりとか遊休化していく農地、または現に遊休化している農地を今後どなたに貸していくか。そういったことを地域で話し合っつつっていくのが目標地図というものになります。

この目標地図が出来上がりますと、目標地図が出来上がったところに関しまして、国は農地中間管理事業を使って、どんどん目標地図の達成に向けて畑の貸借を進めていきなさいという

ふうになっていまして、そこで使われるのが、この促進計画というものになっています。

なので、今、農業をやられているけれども、高齢の方がいらっしやって、今後は新規就農の方に畑を譲っていくとか、地域で今やっている方に畑を貸していくとか、そういったときに使う計画が、この促進計画というものになります。

こういった御説明でよろしかったでしょうか。すみません。

次長 もし事務局のほうから、立川市における地区計画の今後のスケジュールみたいなものとか、もしこの際、説明できたら。

係長 では、事務局のほうから地域計画について簡単に御説明させていただきます。

東京都の都内におきましては、地域計画の策定が、東京都を除いた道府県なんかと比べますと遅れておりまして、一応今、来年度の令和7年の3月末までに地域計画を策定しなさいという形になっております。ですので、今現在、地域計画の策定が、まだあくまで準備段階という形になっておりますので、この立川市においても、まだあくまで事前準備の段階で、東京都と相談などをさせていただいて準備をしている段階となります。

今後、地域計画ということの皆様の方にも御説明させていただく機会を設けさせていただいて、より詳しく説明させていただきたいと思っております。

今回、中間管理事業という形で貸借のほうをさせていただくわけですけれども、立川市のほうは地域計画自体がまだ始まったばかりといいますか、準備を始めたばかりというところがございまして、先ほどの説明の中で、地域計画が前提の部分で説明があったとは思いますが、まだ地域計画がない段階での中間管理事業を進めているという位置づけになりますので、ちょっと分かりにくいとは思いますが、その辺を補足していただければありがたいんですが。

東京都農業会議（本間） 地域計画がある前提の資料をお持ちしてしまったので、分かりにくかったと思います。申し訳ございません。

地域計画をつくる範囲と、地域計画ができた範囲は地域計画内と呼ばれまして、地域計画がないエリアに関しては地域計画外という扱いに法律上はなっております。地域計画が今現状、東京都内どこの市町村さんありませんので、東京都内は今のところ、全エリアが地域計画外というような流れになっております。

この5ページの資料ですと、1で地域計画があつて、2で促進計画案の作成となっているんですけども、こちらが、地域計画があるところに関しては、皆さんの話合いでAさんからBさんが借りるとかということが決まっていますので、2で機構による促進計画案の作成と。もう決まっているものを計画に移すだけなので、我々のほうでつくれるんですけども、地域計画がないエリアに関しましては、我々のほうで勝手に、どなたから借りてどなたに貸し付けるというのを決めるわけにはいきませんので、こちらの右側に移って、市町村、立川市さんに対して促進計画、立川市さんではどのような形で地域計画がないエリア、地域計画外の農地をどのように貸していきますかということで御相談をさせていただくというような流れになります。

現在、地域計画がないエリアになりますので、こちらの右側の地域計画がないエリアということで、促進計画の作成をお願いいたしますということで御依頼をさせていただいたところになります。

議長 よろしいですか。

岡部委員。

17番 それでは、10年後、一応言いましたけれども、では、10年を一応みんな、個々の所有者に対して、意思であったり全員の意見を集めることになるんですか。

東京都農業会議（本間） 一応、国が出している方針、なかなか国は結構、水田のほうで見てしまっているの、畑作というところにこの法律が合っているかというところ、ちょっと難しいところではあるかと思うんですけども、流れとしますと、A地区という、立川市さんが、では、ここで地域計画をつくと決めた

エリアの中に関しましては所有者の方に意向を確認します。アンケートだったり聞き取り調査のようなものを行って、例えばアンケートですと、アンケートを送って、その中に後継者はいますかとか、あとは、後継者がいる場合はそれで問題ないと思うんですけども、いない場合は畑をどのようにしていく予定ですか、貸し付けますか、それとも売りますかとか、そういった形のアンケートを、もう先に他県ではやられている事例では、そういった形のアンケートをお配りして、皆さんから回答をいただいているというような形になります。

そのアンケートを基に、後継者がいるところに関してはそのまま、後継者がいなくて貸付け希望だったり売却希望というのは、目標地図と言われるものに落とすことによって、今後、規模拡大したい農家さんというの、農家さんのほうにも意見を取って、農家さんの規模拡大の意思があれば、隣接している、では、ここの畑はこの人に、こっちはBさんにとかという形で、目標地図をつくっていくというようなことを国のほうは考えていて、先進的に他県でやられているところに関しては、そういった流れで、実際今、地域計画の作成が進んでおります。

17番 分かりました。

次長 私も、あまり十分に理解している立場ではないんですけども、これは国全体で法律に基づいて取り組んでいることで、日本全国を見ると、今、いわゆる水田地区でこういう状況が起きているというのが一つの例としてありましたけれども、いわゆる耕作が十分になされていない農地が相当数出てきてしまっていると。担い手がいないということ。

立川においては、立川の全農地のうち10分の1ぐらいのエリア、それが中里地区に市街化調整区域として残っている。その中でも、いわゆる遊休農地になっているような状況のところは、今のところは幸いにして見られていないけれども、国の全国的なそういう状況を鑑みて、市街化区域になっていない農地に関しては、10年後を見据えた計画を、地区内の皆さんの御意見なんかもヒアリングしながらつくっていきましようという

法律の立てつけになりました。実際、今、ヒアリング調査だとかアンケートだとかをという話が、今、出たんですけれども、実は、今日皆さんのお手元にお配りしている、例年やっている農作物の生産状況調査、それに加えて、中里地区に関しては、その意向を聞くアンケート調査も同封させていただいています。なので、まさにその状況をまず把握するという第一歩が、そこから始まっていくと。今後、農業委員会としても、その地区に実際に話合いの場に参加したりして、地区の皆さんの御意向だとか、それを踏まえた計画づくりをしていこうという前段で、先に先行事例のほうが今回出てきたので、こういう形でちょっと、せっかくの機会なので説明をしていただきつつ、今回の案件をどう処理するかというものの皆さんの御意見を聴きたいという場になっているわけです。

議長　では、これでよろしいでしょうか。次に進めてもよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、議案第1号について事務局からの追加説明と、現地で確認された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

それでは、お願いいたします。

次長　農業委員会といたしましては、農地中間管理機構より貸借についての意見聴取を求められておりました、農地法第3条許可同様の要件等の確認を行うものとなっております。

今回は申請者から農用地利用集積等促進計画（案）の提出がありましたので、お手元の計画書（案）、新規就農希望者経営計画書、現地調査及び申請者からの回答を基に、本事業の貸借について委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。また、申請者につきましては新規就農者となりますので、その観点からも御検討をいただければと思います。

現在、申請者は市内農家で研修を受けており、来年1月より本格的な就農を予定しております。今回貸借が予定されている農地は約2,800㎡で、耕作は申請者のほか御家族2人の、合わせて3人で行う予定とのことでございます。また、新規就

農のため、機器類については一部を除きレンタルで開始し、数年後、トラクター等の購入を検討しているとのこと。

従事日数については年間245日を予定しており、常時従事要件の日数を上回っております。

議案第1号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、現地で確認された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

補足説明を岡部委員、内野委員、川野委員、岩崎委員と鈴木会長の順でお願いしたいと思います。

では、岡部委員、お願いします。

17番 この研修されている方は、私の地区の近くでやはり研修しておりまして、その姿はたまに目にしているので、やる気のある方だなということは何となく存じ上げております。

借りる農地ですけれども、約30aということで、いきなりスタートにしては大変なのかなという気がしますけれども、作業をするには、すごく道路に面しておりまして、やりいい場所だと思います。

やはり新規ということで、とにかく販路を開拓するのを、作ると同時に一生懸命、販路を探すことを努力してくれということをお願いしておりました。

あと、機械等は、やはり研修場所が近いから、甘えるじゃないんですけれども、少し手助けの相談なんかもしてもいいんじゃないかなということ、私からは申し上げました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、内野委員、お願いします。

4番 ほとんど岡部委員の言ったとおりなんですけれども、この方は、御両親も一緒にやられるということなんですけれども、御本人とは直接お話ししていないんですけれども、三番地区に一部畑を、使用者と一緒に何か手伝いながら作業していることなので、お父様と、この間ちょっとお会いしてお話ししたんで

すけれども、もう研修先の使わない畑を借りて、去年からジャガイモとニンジンとかを栽培しているらしいんですね。3人でいきなり畑を1人でやるということではないので、多分、ちょっとやってみないと分からないんですけども、本人も結構やる気のある方なので、これとって多分問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、川野委員、お願いします。

16番 私も、お2人の方と同じ意見ですけれども、やっぱり作ったものを売るところが一番大切なところだと思います。いかにお金を、収入を得るかというところで、これから販路の開拓をしっかりしていただければと思います。

また、女性というところで、また女性目線で、いろいろと我々が気づかなかった点もあるかと思っていますので、期待していきたいかなと思っております。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

11番 皆様のおっしゃるとおりでございます。

あと、新規就農者を今まで私も見てきましたけれども、新規就農者にしては、あれだけいい、つながった形のいい土地を借りられるというのは、非常に珍しいことであると思いますので、最初から作業もしやすいでしょうし、あと、周辺が住宅街ではあるんですけども、そこについて土が流れ出ないように、既にガードみたいなものがしてありましたけれども、その辺についても周辺に迷惑をかけないような農業をしていくということ、御本人もお話ししていただきましたので、そういった点からも、問題のない作業をしてくださるのではないかと思いますので、特段異存はないと思っております。

議長 ありがとうございます。

今、各委員さんから報告がありましたとおりでございます。皆さんも思うように、やはり新規就農者というのは、どうしても販路がまずないと生活も成り立たない。とにかく収入を得な

くてはいけないということで、やはりこの方にもその辺を、とにかく販路を早く探していただいたほうがいいよということは、もうみんな話した中でございます。

あと、機械が、借りるといっても、なかなか農業は、トラクターだけじゃない。管理機も必要だし、マルチを敷くにも機械。ほとんど機械、機械というのが現状でございますので、新規就農者というのは、なかなかお金も最初からあるわけではないので、その辺は、新規就農者については、いろんな形で支援があるということで、利息もなしでお金も借りられたりするということもあるので、そういうものを利用して今後もやる予定だということでございます。

あと、作業する場所がどうなのかなというのは、ちょっと心配していたんですね。直売とかに出すにしても、袋詰めにしても、そういったね。あと水道面、洗い場とか、その辺も考えていかなくちゃいけないのかななんていうことで、そういった面も本人にもお話をさせていただきまして、非常にやる気のある方でございますので、少しずつやってくれるのではないかと思いますし、研修していた方も近くにいらっしゃいますので、その方と相談しながら進めていきたいというようなことでおりましたので、とにかく非常にいい、日当たりもいい場所なので、あとはもう技術と機械、あと販路というようにやっていけたらいいと思います。

それとあと、何といっても地域の方にやはり、いろんな方と協調性というか、一応話し合っ、仲よくやっていただきたいなと思っております。

以上になります。

ただいま説明がありました件について、何か御質問があったらお願いしたいと思います。

清水委員、お願いします。

- 15番 この計画の中に、貸主の方の一定割合の従事ですか。今までの農地の貸借の場合だと、1割くらいは関係しないといけないということがあるんですけども、この農地中間管理事業の

場合は、それは制度が違うから、それがないのかということをお聞きしたいのと、もう1つは、この方は女性ということで、畑をこれだけの面積やられるということなんですけれども、両親とやるということで、従事日数が両親は90日だと、年間、忙しい時期もあるかと思うんですけれども、平均すると1か月7日から8日。そのような形で、お父さんは地方公務員と書いてあるということで、仕事を持っていながら、このようなことを、このような面積の中やるのに、作業のほうを、例えば畑が草ぼうぼうになるとか、そんなことはないのか、ちょっと心配だなと思いました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

草とか、万が一何かあった場合は中間管理機構のほうで全て、連絡をして、責任を持ってやっていただけることになっておりますので、何かあったら中間管理機構の担当の方にお問い合わせをして、きれいにしてくださいという依頼をできる予定でございます。

それと、あと、1割程度というのを、ちょっとその辺、説明をお願いします。

主事 事務局から、今、1点目の質問について回答させていただきます。

今、委員おっしゃられた1割従事ということですが、今まで総会で貸借を主にされていたケースとして、恐らく生産緑地における貸借円滑化法のケースということだと存じます。

生産緑地ですと、相続等が発生した際には買取り申出という形で、生産緑地を市に買取り申出を出して、最終的には資産として処分をしていくという流れになるんですけれども、その際に、1割の従事というものが無いと、主たる従事者というところで認められず、買取り申出が出せないという形にはなりますので、いずれにせよ、主たる1割従事者として関与していただかないと、生産緑地の場合、相続が発生した際には買取り申出が出せないというところから、従事していただいているという

ことで、総会の中でも関与について御説明をいただいているところになります。

今回、農地中間管理機構の事案につきましては、特段生産緑地ではなく、同じ法律の要件等は受けませんので、今回については要件なしというか、該当なしということで説明させていただいております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

15番 はい。

議長 そのほかに御質問はありますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、貸借を前提として、申請者に意思確認等を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 先日は、ありがとうございます。本日は、お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。

中間管理事業による農地の貸借における事業計画などについて御説明などお願いをしたく、本日御出席をお願いいたしました。御理解の上、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、私から質問させていただきます。

本法律においては、申請人が提出する事業計画について農業委員会が聴取、審査し、東京都農業会議に回答するものとなっております。農業委員会で確認すべきことは、農地法第3条の許可要件と同様、全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件の3要件が中心となっております。

申請者は新規就農者として、これまで市内農業者の下で研修を受けてこられたとのこと。現地調査の際にも確認をさせていただきましたが、改めて3点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目。就農後の作付及び販売計画について御説明をお

願います。

2つ目。農作業の必要な常時従事者の確保についてどのように考えているか、御説明をお願いします。

3つ目。農地の利用をする際、除草や農薬などの使用などで、隣接する農業者との調和をしながらの農作業が求められております。このことについて御説明をお願いしたいと思います。

それでは3点、よろしく願います。

申請人 よろしく願います。

質問に答えさせていただきます。

1つ目が作付について。今現在、ちょうど2年ぐらい前から、東京都農業会議さんの御紹介で、西砂町のなかざと農園さんで2年間研修をさせていただいております。そこで作られていたものを、基本的には同じようにやっていきたいなと思っています。最初の段階では。

冬と夏に分けて、効率的に同じ場所で違うものを作って、連作障害とかが起きないようにものを選んでやっていきたいと思っています。

一応、5年後の計画みたいところが次のページにあるんですけども、ある程度農地を増やして、作付面積も増えて、あとは、すごく品目が増えているのは、できれば今後、場所が見つかれば軒先販売とか、自動販売機での販売とかということをしたと考えていて、その際にも、ある程度種類が多いほうが、来てくださる、買ってくださる方も興味を持っていただけるかなと思って、少し増やすようなことを考えております。

販売計画が、1か所、8があって、「販売・出荷先（就農時）」とあるんですけども、基本的には、最初は、登録をして持っていけば、そこに置いていただけるようなところから始めて、できれば将来的には、ある程度、近場に集荷場があって集荷に来ていただけるような仲卸の方と、週に4日とか5日とかで、ある程度安定して出して、プラスして先ほど言ったように、軒先販売ですとか自動販売機とかでの販売の二輪でやっていきたいなという希望はあるんですけども、具体的に、では、

どの業者さんと今、関われそうみたいなことがあまりないので、それは今後の課題として、もう少し営業をかけるというか、探していききたいなと思っております。

2つ目は何でしたっけ。

議長 2つ目ですか。常時従事者の確保についてです。

申請人 基本的には私が1人でできる範囲でやることを考えていて、特に従業員を雇ってすごく大きくしたいみたいなわけではないんですけども、一応、従事日数がここに245日と、ある程度、会社員の方とかと同じような日数で書いてあるんですけども、最初は365日の覚悟で私はやるつもりです。

父と母は全然農業関係とかではないんですけども、協力的な気持ちでいてくれるので、ある程度忙しいときは草むしりとか、袋詰めとか、手伝ってもらったりとかということで考えています。弟は仕事の都合で地方に移住していて、いないので、ちょっとここでは書いていないですが。

あとは、将来的には、直売所とかをやるに当たって、1人でお店番をしていると、その間、ほかのことができないので、お店番のアルバイトの方ぐらいは雇えるようになるというところで、7の営農計画のところ、5年後のところ、アルバイト70日というものを追加しています。

3番目が……。ごめんなさい。

議長 3番目は、除草とか農薬を使用した場合、隣接する農業者との調和をしながらの農作業が求められますので、このことについて御説明をお願いしたいと思います。

申請人 まず、農法については、基本的に慣行農法で、なかざとさんのところで習ったように、いろいろ農薬を使ったり、除草剤で除草したりとかということを考えています。

あと、機械は、現状ではトラックとか刈払機ぐらいしか持っていないなくて、耕運機、手押しのは購入を考えているんですけども、それ以外、大きな道具は、トラクターとかですとかは、この間、立川市さんから御紹介いただいたJAの方と打合せをして、准組合員でも機械とかを使ったり、あと、講習会と

かもしていたりするということなので、そういうものを活用させていただいてということで、やっていこうと思っております。

議長 あとは、大事なものは、隣接する農家との調和というのも大事になるかと思えます。そのところも併せてちょっとお願いします。

申請人 そうですね……。調和……。

多分、女性なので、消防団に入るとか、そういう感じではないのかなとは思いますが、JAの方ともいろいろお話ししたりして、地元の方にもいろいろ、特に、私の場合は、どうしてもこの品目1個だけがやりたいとかというわけではないので、周りの方にいろいろ、こういうタイミングだといいいよとかというの、できれば教えていただきながらできればと思っております。

借りる予定の農地の所有者さんが、すごく大事に管理されていた農地みたいなので、一生懸命やりたいと思えます。

議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんで何か御質問がありましたら、お願いしたいと思います。

田中委員、お願いします。

14番 この目標の売上金額が結構でかいと思うんですけども、それでまた、5年後ですか。規模拡大した金額のほうも倍ぐらいになっていますよね。あと、作付の関係のほうで、トウモロコシが1反やっていて、エダマメも1反やっていて、そうすると、同じような収穫時期に大変なんじゃないかなと思っているんですよ。そういう点はどういうふうなことを考えているのか、ちょっとと思ひまして、お考えのほうをお願いします。

申請人 正直、この所得目標というのは、この資料を作るときに、ある程度目標として設定されている……。それを目指して数字を出して、例えば、この農地の規模拡大も60aとかと目指しているんですけども、それより少なくとも売上げが上がるなら、そういうふうにしたかったりするんですけども。

作付も、かなり夏にいろんなものがかぶってしまっていて、

品種とかタイミングをずらすようにという指摘を、この資料を作ったときにもいただいているんですけども。どうでしょう……。

14番 一応、目標だからいいんじゃないの。

議長 あくまでもこれは目標ということで、心配なのは、同じ時期にこういうものを作ることは、ちょっと難しいんじゃないのかな。

私もちょっと思ったのは、ほとんど夏野菜系が多いんですね。では、冬の例えばブロッコリーとか、白菜とか、冬は冬の葉物系、ハウレンソウとかがありますので、そういうものも総合的に1年間の作物の計画を立てたほうが、夏だけに集中するんじゃないかと、そのほうが、より効率で、そのほうがいいのかなとは私も思っております。

なので、この計画は計画ですけども、その辺も含めて年間通して考えていっていったらいいんじゃないのかなと思います。

申請人 ありがとうございます。

議長 そのほか御質問ございますか。よろしいですか。

浅見委員、お願いします。

6番 質問というか、アドバイスというか。

私も今、お話を伺って、とてもすばらしいなと思って話を伺っていました。

私は、両親が畑をやっていたんですけども、もう高齢になって、今は私と主人でやっております。うちは兼業なので、平日は私1人でやっておりますので、この計画をちょっと見させていただいて、意外とできないというか、1人でやるというのは、収穫してきて品物にするまで、洗って袋詰めして、また持って行って、品物にするまでに意外と時間がかかるんですよ。草むしりとかも、もちろん時間はかかりますけれども、いろんなことが後回しになってしまったり。

私も、結婚して畑をやるようになったんですけども、見ながら、教えていただきながらやり始めたんですけども、計画が、計画になかなかならないというか、うちは小規模でやって

おりますので、なかなか計画どおりにいかないところがありまして、一応作物はありますけれども、少しずつ増やしていったほうが何となくいいのかなと。

体も壊してしまうとできなくなってしまうので、最近、夏も暑いですし、夏も毎日やらなきゃいけないですし、そうになると、ほぼ1人でやられる、多分やられている方、御両親の方も手伝ってくださると思うんですけども、実際やるのは御本人だと思っておりますので、あまりたくさんやっても、結局収穫し切れないという部分も、実際のところ、うちなんかは、あれもこれもと一応やるんですけども、実際収穫できなかったり、意外とそういうところもあるので。

売上目標も高く掲げているのは、とても素晴らしいことだと思うんですけども、実際やってみないと、ちょっとこれは分からないことだと思いますし、少しずつ皆さんに聞きながらやられるといいのかなというのが、私のアドバイスというか、感じたところです。

体に気をつけて頑張ってください。

申請人 ありがとうございます。

議長 そのほか御質問ありますか。

橋本委員。

5番 販路のことがやはりとても心配だと、皆さんからお話があったところなんですけれども、まず最初に、みの一れとか、の一かるとかというところを考えているんですけども、自前での運送に時間をかけることが難しいというふうに書かれていますので、当面は、でも、自前で運送ができるという見通しがあるのでしょうか。

申請人 この書いてある場所であれば、取りあえず大丈夫かなと思うんですけども。ただ、出荷数を増やしてということを考えてたときとか、遠くのどこか市場へ出すというよりは、どこかへ集荷場に来てくれるような方が、今、なかぎと農園さんがそういうような形でやっているの、それをイメージしているということなんですけれども。

5 番 分かりました。いい方が見つかるといいですね。応援しています。

申請人 ありがとうございます。

2 番 この制度が初めてのことなので、あれなんですけれども、この計画の今言われていた金額ですとか、その辺の何か、例えば立川市なんかですと、認定農業者の場合は所得が300万円以上という規定が明確にうたってあるんですけれども、今回のこの内容では、幾ら以上が当初の設定だとか、5年後にどれぐらいだとかという、何か基準みたいなものがあるのか。

もしそれがなければ、実際問題として、かなり厳しいと思うんです。この計画は。1人でやられると。初めての方がやられると大変なので、実際にそぐったような形、金額の設定がないのであれば、生活できる、できないは別として、この制度を受けるに当たって設定がないのであれば、より現実的などころというのを検討したほうがいいのではなかろうかなと。

というのが、自分も認定農業者の設定を受けているんですけれども、かなりそれで苦しめられちゃうところがあるんです。設定金額をつくったはいいんですけれども、実際それに追いつかなくなっていて、どうしようというふうになっちゃうと本末転倒になっちゃうので、そういう設定がないのであれば、より現実的などころ、もうちょっと。

もう極端に言うと、半分でもいいと思うんですよ。半分でも大変だと思うので、逆に、その辺の制度がどういうふうになっているのかを、ちょっとお聞きしたいです。

以上です。

東京都農業会議（本間） こちらの様式を見るに、認定新規就農者の様式になるのではないかと推測するところなんですけれども、この認定新規就農者の要件というのも、5年後に所得300万円というところが実はありまして、300万円というところはあくまで目標なので、達成できる、できないはありますけれども、目標値として新規就農者も300万円となっています。

認定新規就農者にならないと、3年目に多分予定している補

助事業があると思うんですけれども、補助事業の要件にも関わってくるのかなと思いますので、達成がかなり厳しい計画だとは思いますが、補助をもらって規模を拡大していくところになりますと、どうしてもこの設定金額でないと、そっちのほうの補助を受けるのが今度は厳しくなってしまうのではないかと。

すみません。直接の担当ではないので、どういう状況でこの計画が立てられたかというのは把握はしていないんですけれども、多分そのような考えがあつての金額設定ではないのかなというふうに思います。

以上となります。

議長 今後、作付計画とか、あと技術面とか、そういった面も、行政機関であります橋本委員さんがその辺をよく知っているかと思うので、もし終わったら、普及所とか財団とか、そういったことをちょっと説明していただいて、アドバイスしていただいて、そういう行政機関にも相談して進めていくといいと思いますので。

橋本委員、その辺を教えてください。知っている範囲でいいんですけれども。

5 番 御準備されているかと思うんですけれども、東京都のほうで農業指導ができる職員がいたり、それから、農業アカデミーというものがありまして、就農に向けて2年間みっちりお勉強するという方がいらっしゃいまして、その方々のやっていることを聞いていると、かなり就農計画とか経営方針とか、そういったことも準備しているので、失礼に当たるとあれなんですけれども、もしかすると少し御準備が大変かなというような心配をさせていただきますので、相談をする場所がありますので、御紹介をさせていただきたいと思います。

既に、なかざと農園さんとか、にぎりや農園さんとか、いろいろなプロの方に御相談されるルートがあるというんだったらいいんですけれども、東京都のほうは営利目的ではなくて、全て技術を提供するという仕事をしている職員がいますので、よ

ろしかったら御紹介をさせていただきます。

議長 もしよかったら、ぜひ利用していただきたいと思います。
あと、よろしいですか。

川野委員。

16番 1点だけなんですけれども、今日はJA関係の方がいらっ
しゃらないので確認したいんですけれども、所有ではなくて貸
借で経営を開始したときに、農協の組合員資格は取れるという
ことでよろしいんですか。

申請人 先日お伺いして、要件を見たら、最初から正組合員でも大
丈夫そうですよということだったので、まだ申込みをしていな
いんですけれども、正式に貸借の契約書が交わされたら、また
改めて伺おうとっていて、そうすれば、農機のレンタルとか、
あと、共同購入とかも、特にイレギュラーの扱いではなくて、
通常のほかの方と同じように使えますよというお話を、今はい
ただいております。取りあえず。

議長 では、よろしいですか。
ぜひ頑張ってやっていただきたい。

主事 事務局から、すみません。

質問が適切かどうかあれなんですけれども、要件に該当する
ので、1点ちょっと確認をさせていただきたいんですが、全部
利用効率要件では従事する日数というか、人数というところも
ありますし、機械類、先ほどこちらにいらっしゃる前にお話が
ありましたし、現地調査のときなどにも、いろんな委員さんか
らもお話がありましたけれども、機械類についてどのように具
体的に考えられているか。レンタルの話などもありましたけれ
ども、お聞かせいただければと思います。よろしく願いしま
す。

申請人 ここに書いてあるような、トラクターとかマルチャーとか
という大きいものは、最初はJAさんとか、あとは青梅産業さ
んとかも展示会とかに行ったりしていて、あれなので、そうい
うところからレンタルを最初はできればなと思っています。計
画、こちらの9のとおり、所得目標300万円にならないとい

けないんですけれども、新規就農者定着支援事業を使って3年目ぐらいに必要な機材を購入できればと考えております。

1 1 番 今、3年目のところで認定新規就農者になって、そこで機械というところでございましたけれども、提出されている資料の12の中に、「今後（5年後まで）の経営管理について」というところで「T O K Y O 創業ステーションを活用」と書いてある。これは立川のグリーンスプリングスのところにあるところかと思えますけれども、こちらのほうで経営戦略や事業計画を立てるお手伝いをしてもらうというところで、非常によいことだと思えます。

必ずしも、農業生産にフォーカスしただけだと、ちょっと使えないかもしれないですけれども、そういったところで公的な補助金というものも、あるはあると思うんですよ。農水省系ではないですけれどもあるので、園芸サービスという範囲では、新規就農者でこちらの事業計画を立て、早々にこちらのほうの補助金が取れて、もう1年目から一定程度、保冷庫であるとか、そういったものの準備に充てられたような話を聞いておりますので、そういったところも御活用いただいて、3年目まで機械がまるで手に入らないというのは、非常に厳しいことかと思えますので、それ以前に、使える補助金であるとか助成金の制度を幅広くお考えいただいて、先ほどもございましたとおり、公的相談機関も御活用いただくことで、より早く機械のほうが入るんじゃないかなと思えますので、1つ付言させていただきました。

申請人 ありがとうございます。

企業スタートアップ助成みたいなやつですよ。多分。それも一度調べたことはあったんですけれども、すみません、書き込むのを忘れていました。ありがとうございます。

議長 あと、よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 いろいろと御質問をたくさんしましたけれども、お答えいただきましてありがとうございました。

我々農業委員会としましても、ぜひ応援していきたいと思っておりますので、そしてまた、地元の農業委員さんである岡部委員さんはすごい熱心な方ですので、こういう方にもいろんな面で御相談していただければ、よりよい農業経営ができるんじゃないかと思っておりますので、今後とも、ぜひ頑張ってください、先ほども言いましたけれども、あまり無理しないで、体には十分気をつけて作業していただきたいと思います。

それでは、本日はありがとうございました。これで終わりたいと思います。

申請人 ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第1号、中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について、要件を満たしているとして賛成の委員は挙手をお願いしたいと思います。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認めて、要件を満たしているとして意見することといたします。ありがとうございました。

続きまして、議案第2号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、1件を議題に呈します。

それでは、事務局よりお願いいたします。

次長 議案第2号、特例農地は一番町4丁目の3筆となります。

現地調査を申請人立会いの下、鈴木会長、嶋田職務代理、森谷委員、鴻地委員、横幕委員、岩崎委員、事務局で行いました。

略図1を御覧ください。略図1は、天王橋交差点の北東、玉川上水と西武拝島線の間広がる農地です。これからの作付のため耕うんされておりました。大半の肥培管理は良好でした。また、境界についても全て確認できました。

北東の境界については、現地で確認したところ、申請時に図示されたところよりも東側に境界石が見つかりました。また、南東の畑の境界の木について管理が不十分だったため、北東の

境界部分と併せて管理をするよう、委員から指導がございました。

議案第2号についての説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

議案第2号について確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。補足説明を森谷委員、嶋田委員、鴻地委員、岩崎委員、あと鈴木会長の順でお願いします。

それでは、森谷委員、お願いします。

9番 8月15日に現地調査ということで伺いまして、先ほど言われたように、東部分の一部が除草作業がされていなかったのと、隣地の農地の枝の張り出しが大きかったので、それを適切に剪定していただけるようにということがありまして、26日に再度伺いまして、現地を確認しまして、除草のほうもしっかりされていまして、剪定のほうもしっかりされていまして、問題はないかと思えます。

それと、周辺略図があるんですけども、これはどういうわけか、また間違っていて、これは半分ぐらいなんですよね。全然違うので訂正したほうがいいんじゃないかなと思います。

それとあと、15日に行く前に、事前調査ということで10日の日に伺ったときに、申請者の息子さんが暑い中、トラクターに乗って働き、全部を耕うんとかをしていましたので、今日は残念ながらコロナの感染ということで、感染後5日間駄目で、ちょうど今日が5日目なので来られないんですけども、自らちゃんと乗用のトラクターに乗って耕うんとかをしているので、これから先も、トラクターもあることだし、肥培管理とかは十分できるのではないかなと思っています。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、嶋田委員、お願いします。

2番 今、森谷委員が言ったように、境界石のほうは全て確認できたんですけども、今までは父親が主に耕作をしていて、今後、息子さんが中心になって耕作をするということなんですけ

れども、現地でも、ちょっと会長のほうからもお話があったんですけれども、今までは自己消費が中心であったんですけれども、これからは庭先販売等で少しでもお金に換えられるようなこともお願いしておきました。

あとは、本人もやる気があるので、JAさんのほうにもいろいろと相談をしているみたいなので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、鴻地委員、お願いします。

10番 お2人がお話ししたとおりではあります。

私、個人的には息子さんをよく存じているんですが、かなり真面目な堅物な方なので、畑はきれいでしたので、今後、野菜等を作付して、今、嶋田職務代理がおっしゃったような庭先販売等々を行うと思います。全く心配はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

11番 当日は、先ほどお話がございましたとおり、一部についてだけですけれども、ちょっと除草が十分でなかった点がございましたけれども、先ほどお聞きして、後日きれいになっていたということでしたので、問題ないかと存じます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

今、各委員さんから報告がありましたとおりでございます。本人も、自分の農地のところが、いまいちちょっと分からない部分があったんですね。その分からない部分がきれいになっていなかったもので、これだと、このままではまずいということで、後日、森谷委員に確認をしていただいて、それできれいにしていただきましたので、そうしたら、もう今、報告があったように問題はないのかなと思います。

以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問があった

らお願いをいたします。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長　それでは、質問がないと認めて、証明書の発行を前提として申請者に意思確認を行いたいと思いますが、先ほど森谷委員から報告がありましたように、コロナの感染がありまして欠席でございますので、現地調査で幾つか指摘されたことの対応については、調査後に担当の森谷委員に確認していただきましたので、改善済みということでございます。

申請者の意思確認については事務局が電話にて聞き取りをいたしましたので、その報告で代えさせていただきたいと思いたすので、よろしく申し上げます。

係長　では、報告のほうをさせていただきます。

通常、適格者のこの証明を審議される際には、両部会長のほうから一般的に質問を3件ほどさせていただいて、回答のほうをしていただいております。それにつきまして、昨日、電話にて聞き取りをさせていただきましたので、そちらについて今から回答させていただきます。

1番目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思があるかどうかということについて聞かせていただきました。今後につきましても、生涯にわたり農地の適切な肥培管理を行い、農業経営を継続していくつもりでありますという回答がございました。

2点目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうかという質問をさせていただきまして、申請者自ら耕作を行うとともに、同居のお子様及びその奥様が基本的に耕作を行うということ、また、別の御住所のお子様も耕作を手伝ってやっていくということを御回答いただきました。

3点目。特例適用申請農地について申請者御自身がどのように関わっていくかということで、生涯営農していく意思がありますので、今現在、農地の貸借は考えておりませんということです。また、生産した農産物について、庭先販売などを考えて

いると御回答いただきました。また、お子様のほうなんですけれども、農経験がまだそれほど、あまりないということですので、農業についての生産等について、J A等に今後相談をして進めていきたいというお考えを回答いただきました。

以上となります。

議長 ありがとうございます。

そのほか、申請人に対して御意見がございましたら、お願いしたいと思っておりますけれども、何か御意見とかありますか。よろしいですか。あるようだったら事務局から文書化して質問するような形を取りたいと思っておりますけれども、では、ないということでもよろしいですね。

……なしの声

議長 申請人には本来、本日総会で直接言づけをする予定だった、納税猶予農地での気をつけるべき点や、委員の意見などを手紙にして、地区担当の森谷委員から渡していただきたいと思っておりますので、事務局はよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、採決に移ります。議案第2号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、1件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

次長 議案第3号、農地相続人等の住所、氏名については記載のとおりでございます。

現地調査を、申請者、鈴木会長、高杉委員、横幕委員、岩崎委員、事務局で行いました。

略図1を御覧ください。略図1は、南砂小学校の北側、高木通りの南に広がる農地で、ナスやキュウリ、ピーマンなどの露地野菜や、ハウスでコマツナなどを栽培しておりました。肥培

管理は良好で、境界も全て確認できました。

栄緑地沿いには排水のため、大きな穴が掘られておりましたが、万が一、誰かが侵入すると危険なため、仕切りやネットなどを設置するよう委員から指導がございました。

議案第3号は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第3号について確認を担当された委員から補足説明をお願いします。

補足説明を高杉委員、岩崎委員、鈴木会長の順でお願いいたします。

それでは、高杉委員、お願いします。

3番 この方の農地なんですけれども、境界石は全部確認いたしました。

それと、図面を見てもらうと分かるんですけれども、畑の南側に遊歩道がございまして、その遊歩道の近くに大きな溝が掘られていまして、これはちょっと南側に傾斜しているんですね。畑が。その関係で、溝を掘らないと雨がうんと降ったときに畑が水没しちゃって、水がすごいかぶっちゃうものですから、大きな穴を掘って、そこに水がたまるようにしております。ただ、遊歩道沿いなものですから、一応は人が入れないようにロープがしてあるんですが、人というか、子供が入って溺れるようなことがあってはならないと思い、柵の要請をしました。

後日、26日の日に確認に行きましたら、しっかり柵がしてあり、子供が入れないような造りにしてありましたので、問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

11番 先ほどございましたとおり、穴が掘ってあるというところが一番の注視すべきところだったと思いますが、対応済みというのでございましたので、問題ないと思います。

ここは緑地沿いということもあって、都市農地の多面的機能

を地で行くような生態系の維持が見られるようなぐらい、昆虫類が多かったので、それはとても、それこそ都市農地ということで、すばらしいことではあるんですけども、おっしゃるとおり、お子さんが侵入しかねない。昆虫を追って、トンボを追って入ってくるような、そういうところではございましたので、安全面だけは注意が必要であるかと思えます。

ほかの農地としての管理のところは問題なかったと思えます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

この方は、非常に農地のほうもきれいに作付もされておりました、半分か、ほとんどがビニールハウスが建っているところでございます。

真ん中に白くなっている部分、斜線が引いていない部分は、ここは昔、家墓があったところということで、白くなっている部分で、その分は外れている部分ということで、あと、一番奥の緑道のところにも外れているところは、ここは元、ここで直売をやっていたということで、やはりここも外れている部分ということでございます。

ということで、あとは今、委員さんから言われたとおりでございます。

ということで、以上でございます。

それでは、ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第3号について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う立川

市第5次農業振興計画の別冊の改正として、議案第4号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正（案）について議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

次長 議案第4号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正（案）について御説明いたします。

この規定は、立川市第4次農業振興計画策定後の改正の際に、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想として定めたものです。農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、令和4年4月1日に施行されたことに伴い、現行の立川市第5次農業振興計画の別冊としての本構想についても、法改正に合わせ改正が必要となりました。

主な改正箇所を御説明いたします。第4号議案の新旧対照表を御覧ください。

まず、この基本構想での根拠数値については、これまで2015年農林業センサスの数値を使用しておりましたが、今改正で2020年農林業センサスの数値に変更しております。

11ページの左下を御覧ください。第4、第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項という新規項目がございます。こちらにも新たに項目として加わった部分となります。

18ページを御覧ください。これまでは、ページの右、こちらが改正前になりますが、第5、農業経営基盤強化促進事業に関する事項の5、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業に含んでいた記載を、別の新しい項目として改正するという内容が、先ほどの11ページのところです。11ページのところは11ページで、この18ページは、この含んでいたものを別の新しい項目として改正すると。

同じく、18ページ右側の1、利用権設定等促進事業や、2、農地利用集積円滑化等につきましては、法律改正に伴い、議案第1号での貸借で御説明しました農地中間管理事業及び市街化

調整区域の地域計画を策定するため、基本構想から削除し、18ページ左の地域計画等に関する事項として改正しております。

なお、地域計画とは、この後、全員協議会での農地パトロールのときにも触れますが、先ほども議論がありましたように、市内の市街化調整区域のうち中里地域について、10年後の農地の担い手や、その耕作する範囲などを地区の方と協議の上、決定する計画となります。筆ごとに担い手などの将来における状況を落とし込み、目標地図という形で図示化することが求められております。そちらについて、今後の動きについても後ほど説明をさせていただきます。

この議案第4号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

事務局、お願いします。

係長 今、次長のほうから説明がありまして、先ほどの11ページの左下、第4云々という部分と、18ページの5、農業経営の改善を図るためというものにつきまして、別物という御発言がありました。18ページの5で触れていたものの中身が、新しい形で、先ほどの11ページの第4のほうに含んだ形で、新しい項目として設定したものとなります。

補足として、以上とさせていただきます。

議長 それでは、今、事務局から説明がありました件について、御質問があったらお願いしたいと思います。

岩崎委員、お願いします。

11番 不勉強で大変恐縮なんですけれども、基本事項の質問なんですけれども、先ほどの11ページの下第4から始まるものの中での質問でございます。

13ページの2のところ、立川市が主体的に行う取組の次、1行目のところに「立川市は、新たに農業経営を営もうとする青年等」という表現があるんですけれども、この青年の定義なんですけれども、何か、例えば40歳未満であるとか、そうい

ったもの、年齢制限などがあるのかというところで、もちろん若い人が定着してくれることにより、長期的な農業ができると思うので、とてもよいことだと思うんですけども、翻って40歳をちょっと過ぎただけでは対象外になってしまうのかというところがちょっと心配でございます。

あとは、その次の14ページの冒頭のところです。「青年等就農資金」などの表現もございますが、この青年、すみません、これもちょっと私が法改正を追いついていなかったら申し訳ないんですが、青年等就農資金というのは、今もこの表現で継続している資金手当なのでしたでしょうか。ちょっとお聞きしたいところでございます。

議長 　では、事務局、お願いします。

係長 　こちらのところにつきまして、申し訳ございません。担当している係のほうは農業振興係、別の係となっておりますので、こちらを確認いたしまして、次回の総会の際に御回答させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

1 1 番 　ありがとうございます。

　そうすると、本日、議案として上がっておりますが、本日、この決議がなされなくても、その後の進行について大きな支障はないという理解でよろしいでしょうか。

次長 　これは今日、決議はしてもらったほうがいいんでしょう。

　なので、今の質問の件に関しては、後ほど全員協議会との間に確認はしますので、これの決議の部分だけ後にしましょうか。そのようにさせていただきます。

1 1 番 　ありがとうございます。

議長 　ほかに御質問ありますか。

……質疑なしの声

議長 　それでは、この件につきましては後ほど採決のほうを、説明があった後、採決する形を取りたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

　そうしたら、そのほか事務局、何かございますか。

次長 　特にございません。

議長　それでは、ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

　次回の農業委員会は９月２２日金曜日午後３時から２０８・２０９会議室で開催となります。

　本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後４時５０分　閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員